

甲府市物価高騰等緊急応援金支給要綱

令和4年9月29日

産第9号

(趣旨)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による売上の減少に加え、原油価格や物価高騰による影響を受けている市内事業者の事業の継続と回復を応援するため、予算の範囲内で、甲府市物価高騰等緊急応援金（以下「応援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象事業者)

第2 応援金の支援対象事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中小企業庁が実施した事業復活支援金を受給した事業者であること。ただし、本市の令和4年度甲府市一般会計補正予算（第7号）において予算計上された別表に掲げた支援金等のいずれかを受給したものを除く。
- (2) 申請時において甲府市内で営業している者で、引き続き1年以上営業する意思があること。
- (3) 代表者又は役員等が、甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 納期が令和2年1月31日以前の市税を滞納していないこと。

(応援金の額)

第3 応援金の額は、中小法人等においては1事業者につき10万円、個人事業者等においては1事業者につき5万円とする。

(応援金の申請)

第4 応援金の支給を受けようとする事業者は、次の書類により申請するものとする。

- (1) 本市が令和4年2月14日から8月末日にかけて実施した甲府市事業応援金プラスを受給したもの
 - ア 甲府市物価高騰等緊急応援金支給申請書兼請求書（第1号様式）
 - イ 応援金の振込先が分かる通帳の写し
 - ウ 本人確認書類の写し（法人は商業登記簿謄本の写し、個人は身分証明書（運転免許証等）の写し）
 - エ 誓約書
 - オ 甲府市物価高騰等緊急応援金チェックリスト
- (2) 前号に規定する甲府市事業応援金プラスを受給していないものであって、事業復活支援金を受給したもの
 - ア 甲府市物価高騰等緊急応援金支給申請書兼請求書（第2号様式）
 - イ 中小企業庁が実施した事業復活支援金の給付通知書の写し
 - ウ 市内に事業所があることが確認できる書類の写し（商業登記簿謄本（履歴事項全部事項証明書）、開業届、営業許可証等のいずれか）
 - エ 本人確認書類の写し（法人は商業登記簿謄本の写し、個人は身分証明書（免

許証等)の写し)

オ 応援金の振込先が分かる通帳の写し

カ 誓約書

キ 物価高騰等緊急応援金チェックリスト(事業応援金プラス未受給者用)

(応援金の受付期間)

第5 応援金の受付期間は、次のとおりとする。

(1) 第4第1号の規定による申請の受付については、令和4年11月21日から令和5年2月28日までとする。

(2) 第4第2号の規定による申請の受付については、令和4年12月22日から令和5年2月28日までとする。

(応援金の支給の決定)

第6 市長は、第5の申請を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに応援金を支給するものとする。

(応援金の返還)

第7 市長は、応援金の支給の決定を受けた事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その支給を取り消し、支給した応援金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽の申請又は不正な手段により、応援金の支給を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

(実地調査)

第8 市長は、甲府市物価高騰等緊急応援金支給事業に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、応援金の支給の決定を受けた事業者から報告を求め、又は職員による実地調査を行うことができる。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月21日から施行する。

別表

	支援金等
1	甲府市介護サービス事業所等あんしん支援金
2	甲府市障害福祉サービス事業所等あんしん支援金
3	甲府市老人ホームあんしん支援金
4	甲府市救護施設あんしん支援金
5	甲府市社会福祉施設等あんしん支援金（児童福祉施設等）
6	甲府市銭湯応援金
7	甲府市公共交通等運行継続緊急支援金
8	甲府市介護タクシー運行継続緊急支援金